## 名古屋市立大学高等教育院規程

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 組織(第4条・第5条)

第3章 運営会議(第6条-第8条)

第4章 委員会等(第9条-第12条)

第5章 その他 (第13条・第14条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則(平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。)第5条の規定に基づき設置する名古屋市立大学高等教育院 (以下「高等教育院」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるもの とする。

(目的)

第2条 高等教育院は、教養教育及び全学語学教育の企画及び実施について統括する とともに、教育及び学生支援情報を管理し、その活用を図ることにより、名古屋市 立大学(以下「本学」という。)における教育改革を全学的に推進することを目的 とする。

(事業)

- 第3条 高等教育院は、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 全学教育改革の推進に関すること。
  - (2) 教育の質保証に関すること。
  - (3) 初年次教育の企画に関すること。
  - (4) 教養教育に関すること。
  - (5) 全学語学教育に関すること。
  - (6) 教学に関する I R (本学における様々な情報を収集、分析することにより、 学内の意思決定や改善活動を支援する取り組み (インスティテューショナル・ リサーチ) をいう。) に関すること。
  - (7) 全学的に行うFD(教育方法等を改善するための組織的な研究、研修等に取り組む活動(ファカルティ・ディベロップメント)をいう。以下同じ。)に関すること。
  - (8) 教育支援に係るSD(大学等の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修等の取り組み(スタッフ・ディベロップメント)をいう。)の推進に関すること。
  - (9) 学生の育成及びキャリア教育(実務家教員養成課程にかかる事業を含む。)

に関すること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項第5号の事業は名古屋市立大学国際交流センター規程(平成20年公立大学法 人名古屋市立大学達12号)に規定する国際交流センターと、前項第9号の事業(実 務家教員養成課程にかかる事業を除く。)は名古屋市立大学キャリア支援センター 規程(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達7号)に規定するキャリア支援セン ターと連携を図りながら行うものとする。

(一部改正 令和2年達第77号)

第2章 組織

(高等教育院長等)

- 第4条 学則第8条第3項の規定に基づき、高等教育院に高等教育院長(以下「院長」という。)を置く。
- 2 院長は、学長の命を受け、高等教育院を代表し、その業務を統轄する。
- 3 高等教育院に高等教育院副院長(以下「副院長」という。)若干名を置くことができる。
- 4 副院長は院長を補佐し、院長が欠けたとき又は院長に事故等がありその職務を行 うことができないとき、その職務を代理する。この場合において、副院長が2名以 上置かれるときは、院長があらかじめ指定する順序に従いその職務を代理する。
- 5 院長及び副院長の任命については、別に定める。

(一部改正 令和2年達第77号、令和4年達第61号)

(事務組織)

第5条 高等教育院の事務は、教務企画室が行う。

(一部改正 令和4年達第61号)

第3章 運営会議

(高等教育院運営会議)

- 第6条 高等教育院に高等教育院運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。
- 2 運営会議は次の事項を審議する。
  - (1) 高等教育院運営の基本方針に関すること。
  - (2) 高等教育院に関する要綱等の制定改廃に関すること。
  - (3) 第3条第1項各号に掲げる事業(実務家教員養成課程にかかる事業を除く。) に関すること。
  - (4) その他高等教育院に関し必要な事項。

(一部改正 令和2年達第77号)

(委員等)

- 第7条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 院長

- (2) 副院長
- (3) 高等教育院の教員
- (4) 教務企画室長
- (5) その他院長が必要と認めた者
- 2 院長は、運営会議を招集し、その議長となる。
- 3 運営会議に副議長を置き、副議長は委員のうちから議長が指名する。
- 4 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(一部改正 令和4年達第61号)

(議事)

- 第8条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 議長が必要と認めたときは、運営会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(一部改正 令和4年達第61号)

(議事の特例)

- 第8条の2 運営会議の議長が必要と認めるときは、委員に書面を送付し又は電子メールを送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営会議の議決に代えることができる。
- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電子メールによる審議について準用する。この場合において、同条第1項中「運営会議」とあるのは「運営会議における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電子メールにより回答がなければ成立しない」と、同条第2項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電子メールにより回答のあった委員」と、同条第3項中「委員以外の者を出席させ」とあるのは「第1項に規定する審議において、委員以外の者に書面又は電子メールにより」と読み替えるものとする。

(この条追加 令和4年達第61号)

第4章 委員会等

(教養教育運営委員会)

- 第9条 高等教育院に教養教育運営委員会を置く。
- 2 教養教育運営委員会は次の事項を審議する。
  - (1) 教養教育に係る企画、立案及び実施に関すること。
  - (2) 教養教育に係る自己点検及び評価に関すること。
  - (3) 教養教育に係るFDの企画、立案及び実施に関すること。
  - (4) 教養教育に係る部局間協力の推進に関すること。
  - (5) 教養教育担当教員(非常勤講師を含む。)の配置に関すること。
  - (6) 教養教育に係る予算及び学修環境の整備に関すること。

- (7) その他教養教育運営委員会が必要と認める事項。 (委員等)
- 第10条 教養教育運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 院長
  - (2) 第12条第2項に規定する部会長
  - (3) 各学部から選出された教授又は准教授 各1名
  - (4) 高等教育院教員のうち院長が指名する者 1名
  - (5) 教務企画室長
- 2 教養教育運営委員会に委員長を置き、院長をもって充てる。
- 3 委員長は、教養教育運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正 令和2年達第77号、令和4年達61号)

(議事)

- 第11条 教養教育運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 教養教育運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 議長が必要と認めたときは、教養教育運営委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(一部改正 令和4年達第61号)

(議事の特例)

- 第11条の2 教養教育運営委員会の議長が必要と認めるときは、委員に書面を送付し 又は電子メールを送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって教養 教育運営委員会の議決に代えることができる。
- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電子メールによる審議について準用する。この場合において、同条第1項中「教養教育運営委員会」とあるのは「教養教育運営委員会における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電子メールにより回答がなければ成立しない」と、同条第2項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電子メールにより回答のあった委員」と、同条第3項中「委員以外の者を出席させ」とあるのは「第1項に規定する審議において、委員以外の者に書面又は電子メールにより」と読み替えるものとする。

(この条追加 令和4年達第61号)

(部会)

- 第12条 第3条第1項第4号に掲げる事業に係る個別の事項を実施するため、教養教育運営委員会に、別表の部会を置く。
- 2 部会に部会長を置き、別表に規定する構成員の中から教養教育運営委員会委員長が指名する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 その他

(庶務)

第13条 運営会議及び教養教育運営委員会の庶務は、教務企画室において処理する。

(一部改正 令和4年達第61号)

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、高等教育院の運営に関し必要な事項は、院長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市立大学教養教育センター規程(平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学 達第 26 号) は、廃止する。
- 3 名古屋市立大学語学センター規程 (平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第27 号) は、廃止する。

附 則(令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第77号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第61号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

部会名	構成員
人文部会	人文系科目に関する分野の専任教員
社会部会	社会系科目に関する分野の専任教員
自然部会	自然系科目に関する分野の専任教員
語学部会	語学系科目に関する分野の専任教員
数理情報部会	数理情報系科目に関する分野の専任教員
健康科学部会	健康科学系科目に関する分野の専任教員